参考資料①

（１）介護保険サービスについて

介護保険のしくみ

４０歳以上のすべての人々が保険料を負担し、高齢者の介護を社会全体で支え合う制度です。
介護が必要となったときには、費用の一部を支払い、サービスを利用することができます。
運営は、各市町村が行っています。

介護保険サービスの対象者

＜６５歳以上の方（第１号被保険者）＞
　介護や日常生活の支援が必要になったとき、市町村の認定を受け、サービスを利用できます。

＜４０歳以上６４歳未満の方（第２号被保険者）＞
　老化が原因とされる病気（特定疾病）により介護や支援が必要となったとき、市町村の認定を受け、サービスを利用できます。

特定疾患に該当する 16 の疾病

（１）がん（がん末期）
（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。）
（２）関節リウマチ
（３）筋萎縮性側索硬化症
（４）後縦靱帯骨化症
（５）骨折を伴う骨粗鬆症
（６）初老期における認知症（アルツハイマー病、脳血管性認知症等）
（７）進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病（パーキンソン病関連疾患）
（８）脊髄小脳変性症
（９）脊柱管狭窄症
（10）早老症（ウェルナー症候群等）
（11）多系統萎縮症
（12）糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
（13）脳血管疾患（脳出血、脳梗塞等）
（14）閉塞性動脈硬化症
（15）慢性閉塞性肺疾患（肺気腫、慢性気管支炎等）
（16）両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

要介護（要支援）認定の申請方法

各市町村の窓口へ申請してください。
地域包括センターや居宅介護支援業所などが申請を代行することもできます。
申請には、６５歳以上の方（第１号被保険者）は介護保険被保険者証、４０歳以上６５歳未満の方（第２号被保険者）は健康保険被保険者証の持参が必要です。

介護サービスの利用の手続き

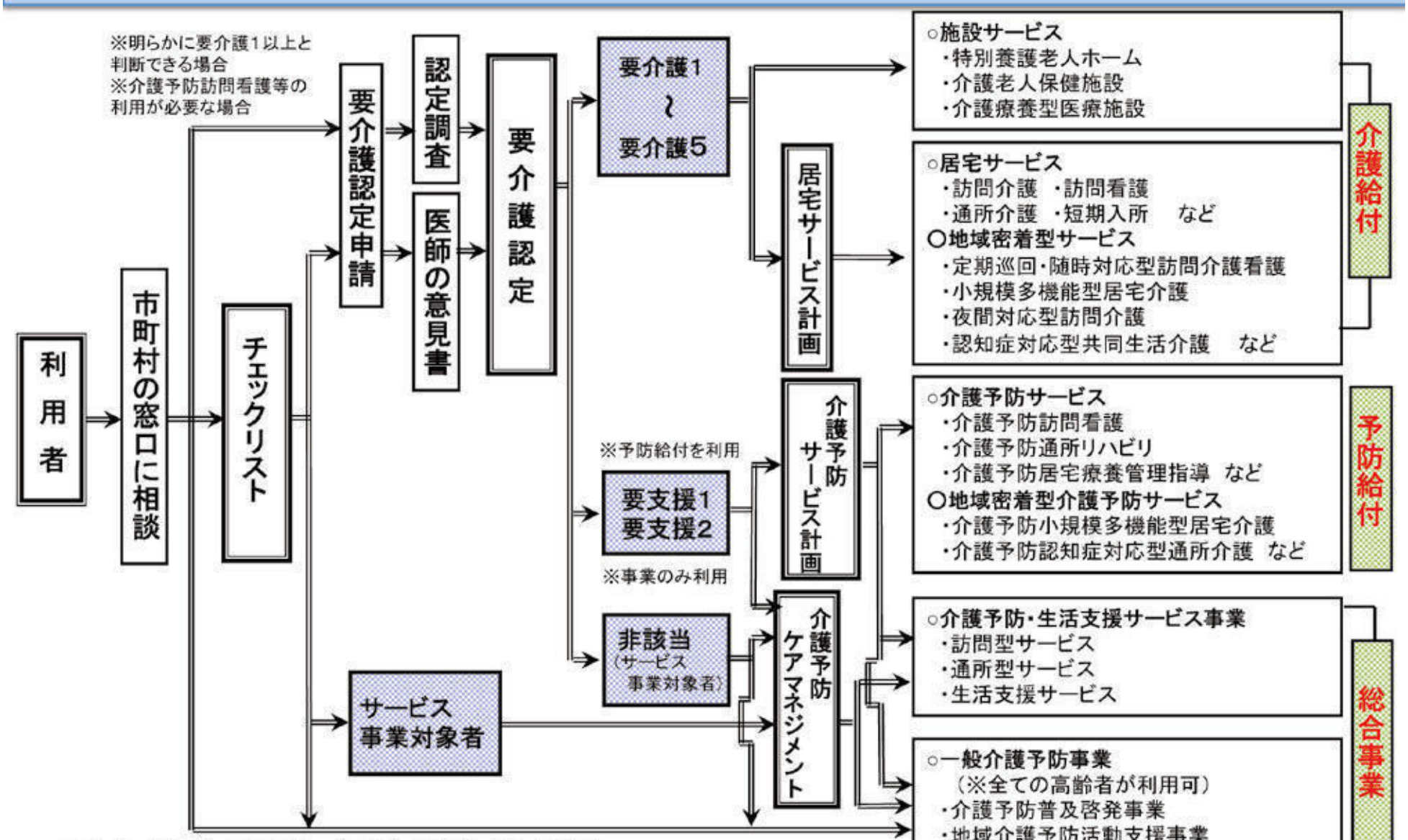

※明らかに介護予防・生活支援サービス事業の対象外と判断できる場合

◎平成27年度から制度が改正になりサービス利用の手続きの一部が変更となっております。
しかし、制度が完全に移行するまでには、3年間の移行期間（平成29年度まで）があり、その間は各市町村によって手続きの流れが異なります。